

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人はる（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の職員としての立場を有する者をいう。
- (3) 非常勤とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 法人は役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には定款第8条定める範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。但し、職員としての立場を有する者が理事長の場合は別に定める報酬等を支給する。
- 4 常勤理事で職員としての立場を有する者で正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間150万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の職員給与以外の理事報酬額は、別記1「常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 この法人の非常勤理事の報酬額は、別記2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 5 この法人の監事の報酬額は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。

6 個々の評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日、支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 非常勤理事、監事、評議員の報酬等は、半期毎(9月、3月)にまとめて支払うものとする。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2017年6月15日から施行する。

この規程は、2018年9月1日から施行する。

別記 1

常勤理事の報酬

理事長の報酬	月額 2 万円
業務執行理事の報酬	月額 1 万円
理事の報酬	月額 1 万円

別記 2

非常勤理事の報酬

理事会・評議員会・委員会等非常勤理事として出席につき 1 人一律 3 千円

別記 3

監事の報酬

理事会・評議員・監事監査・委員会等監事として出席につき 1 人一律 3 千円

別記 4

評議員の報酬

理事会・評議員会出席につき 1 人一律 3 千円